

地震により被災された方について、障害福祉サービス（介護給付費・又は訓練等給付費）及び障害児通所利用料の減免制度があります。

いずれも申請が必要です。

【対象】

被災により、利用料の支払いが困難な方のうち、下記の①～⑤のいずれかに該当する方

- ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした場合
- ② 主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した場合
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない場合

【内容】

利用料を免除します。

なお、障害者支援施設等における食費・居住費の自己負担分については、現行どおり自己負担となります。

【申請に必要なもの】

- ・福祉サービス受給者証
- ・印鑑
- ・障害者手帳
- ・本人申立書
- ・罹災証明書（コピー可）・・・発行が遅くなる場合は、ご相談ください。

※上記の他、異なる書類が必要となる場合もあります。

【問い合わせ先】

福祉課 0964-47-1116（直通）